

講義では以下のような問題を議論するので、考えてくること。

- 委員会の委員は何を代表しているか。
- 「委員会が立法権を有する」と述べるのは誤りか。
- 委員会の派生法提案権は無制約か。
- 理事会とヨーロッパ理事会との役割の違いは。
- 議会の役割が次第に強化されてきていることは、「民主主義の赤字」批判の観点からはどのように評価されるか。
- 理事会の特定多数決、および、議会における議席配分に鑑みると、「EU は小国を有利に扱っている」との評価は（どの程度）正しいか。
- 俗に「EU 大統領」と呼ばれる職の役割はどのようなものか。
- 外交安全保障上級代表の役割はどのようなものか。
- EU において「三権分立」を語ることは不可能か。
 - 可能であるならば、どのように説明することになるか。
 - 不可能であるならば、「三権分立」とは異なる何らかの「権力分立」を語ることは可能か。
 - ✧ 可能だとするとそれはどのようなものか。
 - ✧ 可能でないとすればなぜか。